バス停上屋広告ガイドライン

- I 景観への対応
- 1 バス停留所及びその周辺の景観と調和したデザインとする。
- 2 バス停の形状及び色彩と調和したデザインとする。
- 3 デザインはイメージを主体としたものとし、複雑な告知内容を避ける。
- 4 高彩度色同士の組み合わせ、補色使い及び多色使いを避ける。
- Ⅱ 識別性の確保
- 1 行先表示、バス経路及び時刻表等が利用者に容易に識別できるよう配慮する。
- 2 法令等に基づく表示が容易・明確に識別できるよう配慮する。
- Ⅲ 交通安全の確保
- 1 公衆に対し危害をおよぼす恐れのあるものは使用しない。
- ・腐食、破損、脱落、はがれ等の恐れのあるもの
- ・公序良俗を害するもの
- 2 交通情報等と混同する恐れのあるものは使用しない。
- ・信号機又は道路標識等の効果を妨げるもの
- 3 運転者・歩行者の注意を著しく阻害する恐れのあるものは使用しない。
- ・周囲の景観と混同させるなど紛らわしいもの
- 4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
- ・文字表記が多く読ませるもの
- ・絵柄や文字が過密しているもの
- ・同一規格内容を過剰に複数、表示したもの
- 4 運転者を幻惑させる恐れのあるものは使用しない。
- ・映像装置等を使用するもの
- 発光、蛍光、反射等素材及び鏡等を使用するもの
- ・トリック効果等有するもの

Ⅳ 市民への対応

- 1 青少年の健全育成に反するものは表示しない。
- ・暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの
- ギャンブルを肯定等するもの
- ・青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- 性を意識させるようなもの
- 2 人権侵害、差別、名誉毀損に当たるものは表示しない。
- ・人の人格・身体・思想等を侵害するもの

- ・人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの
- 人又は法人等の名誉等を毀損するもの
- 3 消費者保護の観点からふさわしくないものは表示しない。
- ・虚偽の内容を表示するもの
- ・法令等で認められていない業種・商法・商品を表示するもの又は肯定するもの
- ・誇大・比較広告等手法上議論があるもの
- ・責任の所在が明確でないもの
- 4 容易に市民の理解が得られないものは表示しない。
- ・卑猥な内容・デザインのもの
- ・風俗営業に関連するもの
- 布教を目的とするもの
- ・政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるもの
- ・世論が大きく分かれる業種、商品等に関するもの
- ・その他社会風紀を乱す恐れのあるもの
- ・畏怖、違和感を与える恐れのあるもの

V 自主審査

- 1 交通事業者は、自己責任において、次により自主審査を行う。
- ①本ガイドラインに則した自主審査基準を設ける。
- ・自主審査基準には、景観との関係、広告の内容、デザイン、色、業種等について必要な 基準を定める。
- ②バス停留所及びその周辺の実態を把握する。
- ・バス停上屋広告を設置するにあたり、背景となる地域(住宅地域、商業地域、工業地域等)や施設(病院、学校、公園等)の実態把握をする。
- ③デザインの専門家が参加した自主審査委員会を設置し、景観の実態把握を基にした自主 審査基準によりデザインの審査を行う。
- ・デザインの専門家とは大学教授等学識経験者とする。
- ・デザイン審査担当者(審査委員)は、広告主及び広告代理店(広告制作会社)等で広告 の制作に関与していないこと。
- ④「バス停上屋広告自主審査報告書」(以下「報告書」という。)を作成し、広告主等に通知する。
- ・デザイン審査の経緯が明記された報告書を提出すること。
- 2 広告主は、自己責任において、本ガイドラインを遵守し、広告代理店(広告制作会社) に依頼する。
- 3 広告主及び広告代理店(広告制作会社)は、交通事業者が設置する自主審査基準に従

- い、自主審査委員会の審査を受ける。
- 4 広告代理店(広告制作会社)は、自己責任において、交通事業者による自主審査結果 を踏まえ、本ガイドラインを遵守して節度ある広告物を作成する。
- 5 交通事業者は、報告書を市長に提出する。
- ・「報告書」には、屋外広告物許可申請に必要な添付書類のほか、交通事業者が設置した自 主審査基準及び自主審査委員会名簿等を添付すること。